

議案第百四号

三朝町スポーツ振興審議会条例の一部改正について

次のとおり三朝町スポーツ振興審議会条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、  
本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

写

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第

号

三朝町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

三朝町スポーツ振興審議会条例（昭和三十八年三朝町条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八名」を「八人」に改め、同条第二項を次のように改める。

委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、教育委員会が委嘱又は任命する。この場合において、教育委員会は、町長の意見をきかなければならない。

- 一 学識経験を有する者 七人
  - 二 関係行政機関の職員 一人
- 第三条中「二十年」を「二年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。